

京都市里道管理条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第73号）
 （建設局土木管理部道路河川管理課）

1 里道の占用料（以下「占用料」という。）の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

(1) 占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料			
			改 正 前		改 正 後	
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱、電線、街灯、郵便差出箱その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類		円 3,500	円 540	円 据置き	円 500
	電話柱及びその支柱類		2,100	310	据置き	290
	その他の柱類		210	31	据置き	29
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,700	260	据置き	250
	その他のもの		4,100	620	据置き	590
ガス管、水管、下水道管その他これらに類する物件	管 路	外径が0.07メートル未満のもの	86	13	据置き	12
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120	19	据置き	18
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180	28	据置き	26
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250	37	据置き	35
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	370	56	据置き	53
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	490	75	据置き	70
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	860	130	据置き	120
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,200	190	据置き	180
		外径が1メートル以上のもの	2,000	300	据置き	280
	その他のもの		1,100	170	1,200	180

(2) 伝統的建造物群保存地区等に存する電柱等の占用料の額を2倍とする規定について、周辺の景観と調和した彩色を施した電柱及び電話柱（それらの支柱類を含む。）については、当該規定を適用しないこととします。

(3) 占用料に係る端数計算の方法の改定

里道を占用する部分の延長に係る端数計算において、0.01メートル又は0.01平方メートル未満の数を切り捨てることとします。

2 占用料の減免の対象に、各戸引込電線並びに電気及び電気通信の各戸引込地下埋設管を加えることとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第73号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項第3号中「1メートル未満」を「0.01メートル未満」に、「は、1メートルとみなして」を「を切り捨てて」に改め、同条第2項中「同項」の右に「(第2号を除く。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、1の年度における占用期間が30日以下であるときは、当該年度分の占用料の額は、1月分に相当する額とする。

第19条第6号を次のように改める。

(6) 電気、電気通信、ガス、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管並びに各戸引込電線

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中

	円	
	540	
	310	
	31	
	3	を
	2	
	260	
	620	

「

円
500
290
29
3
2
250
590

に改め、同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

」

「

86	13
120	19
180	28
250	37
370	56
490	75
860	130
1,200	190
2,000	300
1,100	170

を

「

86	12
120	18
180	26
250	35
370	53
490	70
860	120
1,200	180
2,000	280
1,200	180

に改め、同表備考3中

」

」

「電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類」を「電柱及び電話柱（それらの支柱類を含み、周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市里道管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日

前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(平成30年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前又は改正後の京都市里道管理条例第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けている占用物件について、この条例による改正後の京都市里道管理条例の規定により算定した平成30年度の占用料の額が、この条例による改正前の京都市里道管理条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)